

1. 令和4年度 保険料率について

(1) 健康保険料率について

① 令和4年度の調整保険料率が0.13%から0.152%へ上昇しましたが、健康保険料率の合計は9.5%で維持し、差額を一般保険料率で調整する事とします。

② 被保険者と事業主との負担割合は、従来通り50:50とします。

(注) 調整保険料・・・健保組合間の財政不均衡の調整の為、保険料の一部を健保連に
 拠出して、再配分されるものです。

※健康保険料率推移

(単位:%)

区分		負担割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般保険料率	事業主	50	4.685	4.685	4.685	4.674
	被保険者	50	4.685	4.685	4.685	4.674
	計	100	9.370	9.370	9.370	9.348
調整保険料率	事業主	50	0.065	0.065	0.065	0.076
	被保険者	50	0.065	0.065	0.065	0.076
	計	100	0.130	0.130	0.130	0.152
健康保険料率合計		-	9.500	9.500	9.500	9.500

(2) 介護保険料率について 変更ありません。

※介護保険料率推移

(単位:%)

区分		負担割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護保険料率	事業主	50	0.925	0.925	0.925	0.925
	被保険者	50	0.925	0.925	0.925	0.925
	計	100	1.850	1.850	1.850	1.850

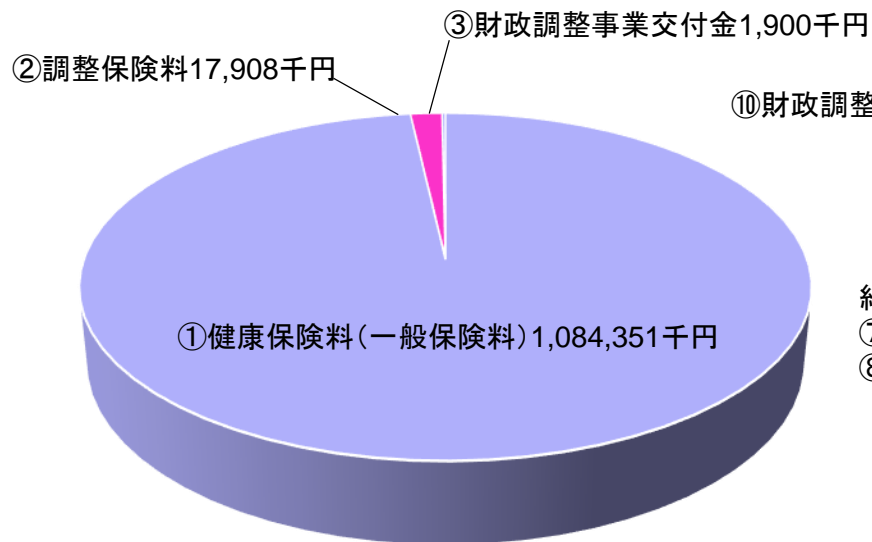
2. 令和4年度 収入支出予算について

(1) 収入支出予算(一般勘定)

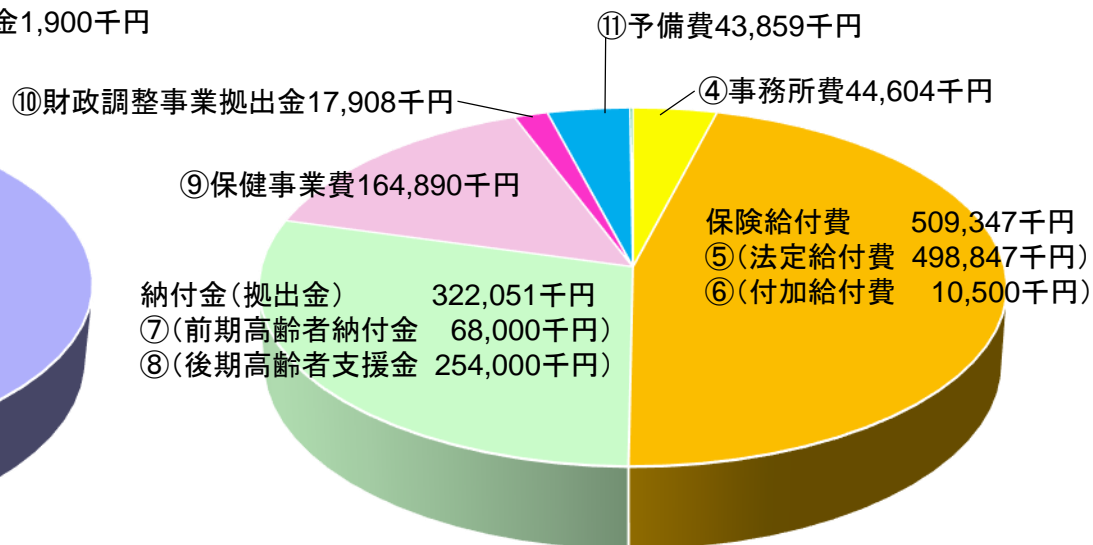
収入			支出		
科目	金額 (千円)	構成比	科目	金額 (千円)	構成比
健康保険料収入	1,084,351	98.2%	事務所費	44,604	4.0%
調整保険料収入	17,908	1.6%	保険給付費 (法定・付加)	509,347	46.1%
財政調整事業交付金	1,900	0.2%	納付金 (拠出金)	322,051	29.2%
その他	34	0.0%	保健事業費	164,890	14.9%
			財政調整事業拠出金	17,908	1.6%
			予備費	43,859	4.0%
			その他	1,534	0.1%
合 計	1,104,193	100.0%	合 計	1,104,193	100.0%

(1) 収入支出予算(一般勘定)

<収入>



<支出>

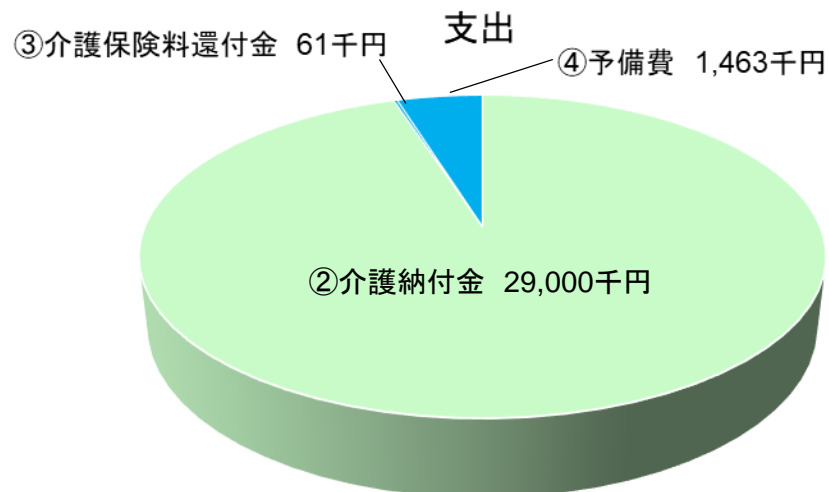
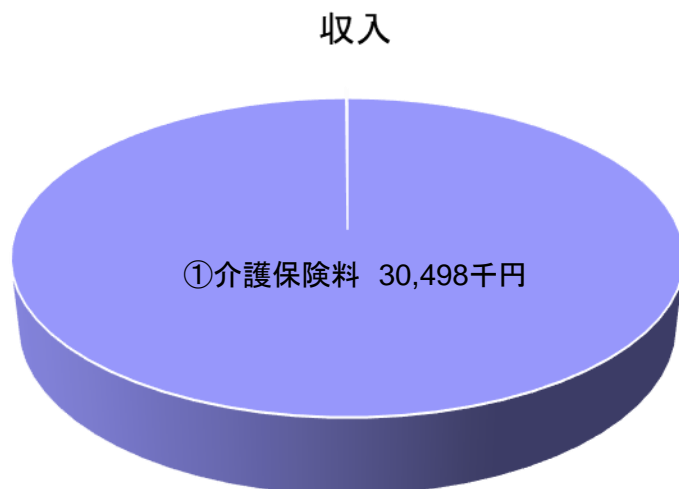


(注)各科目の説明

- ①**健康保険料(一般保険料)**(健康保険事業に要する費用に充てる為、一般保険料率に基づいて徴収(事業主と折半))
- ②**調整保険料**(財政逼迫の健保組合を支援する為に健保連に拠出する原資として、一般保険料とは別に徴収(事業主と折半))
- ③**財政調整事業交付金**(高額な医療費の発生による健保財政悪化を防止する為、健保連に拠出した⑩の原資から交付される)
- ④**事務所費**(事務所の運営費用(業務委託料、事務所賃料、事務機器リース料、通信運送費、消耗品費等))
- ⑤**法定保険給付費**(法令で定められた被保険者及び被扶養者の療養費、傷病手当金、出産手当金、出産手当一時金等)
- ⑥**付加給付費**(当健保組合が独自に付加する給付金(出産育児一時金付加金、家族出産育児一時金付加金、合算高額療養費付加金等))
- ⑦**前期高齢者納付金**(65歳以上75歳未満の方を対象とした、国民健康保険と健保組合間の医療費負担を調整する為の制度であり、前期高齢者の加入者の多い国民健康保険への財源支援)
- ⑧**後期高齢者支援金**(75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度の4割を健保組合が負担)
- ⑨**保健事業費**(特定健診事業費、特定保健指導事業費、保健指導宣伝費、疾病予防費(健診費用、インフルエンザ予防接種費用補助)等)
- ⑩**財政調整事業拠出金**(調整保険料として徴収した原資を健保連に拠出して、健保組合間の財政の不均衡を調整)
- ⑪**予備費**(予算超過の支出または予算外の支出に充てられるもの)

(2) 収入支出予算(介護勘定)

収入			支出		
科目	金額(千円)	構成比	科目	金額(千円)	構成比
介護保険料	30,498	99.9%	介護納付金	29,000	95.0%
その他	28	0.1%	介護保険料還付金	61	0.2%
			予備費	1,463	4.8%
			その他	2	0.0%
合計	30,526	100.0%	合計	30,526	100.0%



(注)各科目の説明

- ①**介護保険料**(介護納付金を納める為に、40歳以上65歳未満の被保険者から徴収する保険料(事業主と折半))
- ②**介護納付金**(介護保険制度において、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収する納付金であり、同基金はこの納付金を各市町村に介護給付交付金として交付する)
- ③**介護保険料還付金**(被保険者の資格喪失等に伴う介護保険料の還付金)
- ④**予備費**(予算超過の支出または予算外の支出に充てられるもの)

3. 令和4年度 主な事業計画について

(1)事業主との連携により、健康診断受診率の向上を図る。

※内容は令和3年度と同様です。

①基本健診

健診種目	対象年齢	対象者	本人負担
定期健康診断	34歳以下	被保険者 被扶養者	0円 契約医療機関外は15,000円(税込)を上限とする。
生活習慣病健診	35歳以上 39歳以下	被保険者 被扶養者	0円 契約医療機関外は30,000円(税込)を上限とする。
人間ドック	40歳以上	被保険者 被扶養者	0円 契約医療機関外は55,000円(税込)を上限とする。

(注)対象年齢は、健診受診年度末(3月31日時点)の年齢とします。

②オプション検査

検査項目	対象年齢	対象者	本人負担
脳ドック (MRI・MRA)	50歳以上	被保険者 被扶養者	組合負担超過分 32,400円(税込)まで補助。
婦人科検診 乳がん検診 (マンモ/超音波、どちらか一方) 子宮がん検診 (子宮頸部細胞診・内診)	35歳以上	女性被保険者 女性被扶養者	組合負担超過分 乳がん検診、子宮がん検診合わせて 13,000円(税込)まで補助。

③受診期間

令和4年4月～9月末(健康診断予約システム稼働日は4月18日(月)予定)

※令和4年10月～令和5年3月は「深夜業の特定業務従事者の健診」に特化。

3. 令和4年度 主な事業計画について

(2) 歯科健診補助費用制度の新設。

- 口腔の健康保持増進の為、被保険者に対し、2,500円補助(継続)

(3) 特定健康診査及び特定保健指導の着実な実施。

- 遠隔地や業務多忙の対象者でも対応可能なICT面談の活用(継続)。

(4) 医療費通知及びジェネリック差額通知を活用した医療費への意識の向上を図る。

- 健保ホームページ等を活用した啓蒙(継続)。

(5) インフルエンザ予防接種の推進。

- 被保険者及び被扶養者に対し、2,000円補助(継続)。
補助対象期間:令和4年10月1日から令和5年2月28日までに接種した分。
- 出張予防接種の実施(継続)。

(6) ウォーキングキャンペーンの実施。

- 5月、11月にウォーキングキャンペーンを実施(予定)。
- 7,000歩/日達成者に2,000ポイント付与(令和3年度と同基準)。

(7) カフェテリアポイントの付与及び利用促進。

- 4月1日現在の被保険者及び被扶養者に5,000ポイント付与(継続)。
- 利用期間は令和6年3月末まで。

4. 組合規約の一部改訂について

(新旧条文対照表)

新	旧
<p>(標準報酬)</p> <p>第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</p> <p>2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規約は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(標準報酬)</p> <p>第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</p> <p>(新設)</p>

改訂後	改訂前
<p>(任意継続被保険者の標準報酬月額)</p> <p>① 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失した時の標準報酬月額とする。</p>	<p>(任意継続被保険者の標準報酬月額)</p> <p>・次の①、②のいずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とする。(健康保険法第47条)</p> <p>① 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失した時の標準報酬月額</p> <p>② 前年度9月30日の平均標準報酬月額を標準報酬月額の基礎額とみなした額</p>

以上